

募集要項

1 趣旨

大分県食育推進条例で定める11月19日の「おおいた食（ごはん）の日」及び「おおいた食育ウィーク」の県民への認知向上を図る。また、県が第4期食育推進計画に掲げる「地域の郷土料理、食文化の伝承と発展」、「農林水産物への理解促進」などを目的とし、魚食文化を学ぶことのできる食文化講座を、高校生、大学生を中心とした若者世代を対象に開催する。

本募集要項は、おおいた「食」のストーリー継承事業に係る食文化講座業務委託に係る企画提案競技のために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 おおいた「食」のストーリー継承事業に係る食文化講座業務委託
- (2) 履行期限 契約締結の日から令和7年2月28日まで
- (3) 業務概要 別添仕様書のとおり
- (4) 限度額 2,774,280円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格

事業の受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目のすべてに該当すること。

なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 本事業の業務を遂行する主たる事業所を大分県内に有すること。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること。
- (5) 県との情報共有に必要な通信設備を有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。
- (6) 大分県競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
※登載されていない者は必要書類を提出し、審査を受けること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画、又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (9) 大分県の指名停止を受けている期間がないこと。
- (10) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (11) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (12) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする者でないこと。
- (13) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員が役員となっている事業者
- (エ) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (オ) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (カ) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- (キ) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に非難される関係を有している者
- (ク) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 提案競技に係る日程について

項目	期日	様式
質問票	令和6年5月24日（金）12時必着	様式1
参加表明 資格審査書類の提出	令和6年5月31日（金）12時必着	様式2 様式3
資格審査結果通知	令和6年6月4日（火）まで	—
企画提案書等の提出	令和6年6月13日（木）12時必着	様式 4～6
企画提案競技 審査委員会	令和6年6月26日（水）	—
参加辞退		様式7

5 質問の受付及び回答

（1）質問票の受付

募集要項・仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質問受付期間内に質問票（様式1）をメール（アドレス：a13910@pref.oita.lg.jp）で送信すること。送信後、正しく送付されているか電話で確認すること。なお、電話又は口頭等による質問は受け付けない。

（2）質問の回答

質問の回答については、順次県ホームページに掲載する。質問に対する回答は募集要項及び仕様書等の追加又は修正とみなす。

6 応募方法等

（1）参加表明書の提出

提案競技への参加を希望する者は、参加表明兼誓約書（様式2）と次に定める資格審査書類を提出期限までに持参又は簡易書留郵便で提出すること。

【提出先】 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県生活環境部 食品・生活衛生課 食の安心・食育推進班

(2) 資格審査書類の提出（1部提出。A4サイズ。長編綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップでとめること。））

① 会社（団体）概要書（様式3）

（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）

② 過去の類似業務の実績を証する書類

（過去に運営したイベント等のうち代表的なものを1つ）

なお、県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する資格を有していない者については、次に定める入札参加資格確認申請時の必要書類を併せて提出すること。

- ・ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・ 取扱商品等調書
- ・ 納税証明書（県税）

大分県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明

- ・ 納税証明書（地方消費税）

国税（法人税、消費税および地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の証明

- ・ 登記簿謄本
- ・ 定款（写し）

(3) 資格審査結果通知

令和6年6月4日までに、参加申込みのあった者全てに対して、メールで回答する。

(4) J Vについて

参加に際しては、単独の企業、複数社によるJ Vのいずれでも可（但し、いずれかを選択すること）とするが、一つの企業が参加できるJ Vは一つに限るものとする。J Vの場合は、共同企業体協定書の写しを添付すること。

(5) 参加資格の喪失又は辞退

参加表明後に参加資格要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとする。また、都合により辞退する場合には参加辞退届（様式7）を提出すること。

7 企画提案書等の提出

事業の趣旨等に十分留意し、効果的に事業を実施するための方法等を具体的に記載した下表の企画提案書等を作成し、6部を提出期限までに提出すること。

1者につき1提案とする。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

※A4サイズ。長編綴じ（ファイル等による綴込みはしないこと。2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ステープルは使用せず、ダブルクリップ等でとめること。）

企画提案書の内容及び添付書類	
企画提案書 (様式 4)	提案する食文化講座企画の概要及びポイントについて記載する。 ・講座のテーマ及びコンセプト、シナリオ、絵コンテ(講座等の内容がイメージできるもの) ・提案する業務の概要及び独自性・創意工夫した点等 ・提案する業務の流れ、実施手法やスケジュール等
組織体制 (様式 5)	業務全体について記載する。 ・本業務を受託した場合の業務執行体制及び役割分担等(県との打ち合わせ等に出席する専任担当者を明記、個人情報保護に関する体制等、経験等 PR 事項を記載)
積算書 (様式 6)	業務全体について記載する。 ・項目ごとにその単価、金額を記載
その他資料 (任意)	・過去の同種又は類似の事業実績について記載(事業名、事業主体、事業実施時期、規模等) ・その他本事業実施における自社の優位性等があれば記載

8 審査方法及び受託候補者の選定

受託候補者の選定については、企画提案書を用いたプレゼンテーションにより審査し、最も評価の高かった企画案を採用する。

(1) プレゼンテーション

ア 日時・場所(予定)

月日：令和 6 年 6 月 26 日(水) 午後

場所：大分県庁舎別館 53 会議室

・集合場所および日時等は、企画提案参加表明者に対し、別途メールで通知する。

イ 1 者当たりの所要時間

・プレゼンテーション 10 分程度

・質疑応答 10 分程度

※プレゼンテーションは提出した企画提案書のみで行い、追加資料等は認めない。

ウ 説明者は 2 名までとする。

エ 企画提案希望者が多数(5 者以上)となった場合は、「審査基準」に従い、提出された企画提案書等の事前審査を行い、プレゼンテーションに参加する者(4 者)を選定する。

(2) 審査基準

審査は下記の評価基準により、企画内容及び経費見積等を総合的に評価する。

審査結果は全ての企画提案提出者に文書で速やかに通知する。

評価項目	評価基準	配点 (合計 100 点)
事業の趣旨との整合性	・事業の趣旨を理解し、的確な提案となっているか	10 点
企画運営・事業効果・独自性について	・高校・大学生など若者世代が興味を引くような工夫がなされているか。 ・食育、食文化に関心が低い世代も興味・関心を持つような体験・参加型の講座となっているか	30 点
	・講座を通じて、食文化や郷土料理に興味を持ち、その伝承の重要性について体験できる内容となっているか。 ・地域の農林水産物や食品を積極的に利用したものとなっているか ・県産品への理解を深め、地産地消につながるものとなっているか	30 点
事業内容の妥当性・実現性	・講座等の実施に関し実績があるか ・委託経費見積書の金額が適正であるか ・実現可能な内容、スケジュールとなっているか ・県の事業として妥当な内容であるか	20 点
プレゼンテーション	・企画提案書の内容と齟齬がないか ・担当者に意欲があり、業務を遂行する十分な知見があるか	10 点

9 業務委託者候補者選定後の手続き

業務委託候補者と県は業務履行に必要な協議を行う。協議後、当該候補者から、見積書を徴収し、当該見積書の内容を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結する。

10 留意事項

(1) 提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

- (ア) 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの
- (イ) 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの
- (ウ) 指定する提出期限を越えて提出（到達）したもの
- (エ) 本要項 7 企画提案書等の提出に示す提出書類がないもの
- (オ) 契約限度額を超える金額で見積書を提出したもの
- (カ) 不正行為が行われたと認められるもの
- (キ) その他、審査委員会が不適格と認めたもの

(2) 提案競技の停止、中止及び取消し

緊急等やむをえない理由等により、提案競技を実施することができないと認められる場合は、

提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を県に請求することはできない。

(3) その他

- ① 委託先に決定した者と、事業の運営、実施体制等について協議、調整した上で委託契約を締結する。
- ② 事業実施にあたっては、県と協議の上進めるものとする。
- ③ 参加に関し必要な一切の費用（資料作成費等）は、参加者の負担とし、参加報酬（報償金）等は支払わない。
- ④ 審査結果に関する疑義は、一切受け付けない。
- ⑤ 提出された書類は、返却しない。また、採択された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- ⑥ 第三者の著作権や肖像権を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続きを適切に行うこと。
- ⑦ 緊急等やむを得ない理由により、事業を実施することができないと認められる場合は、事業を延期又は中止することがある。

11 問合せ先

大分県生活環境部食品・生活衛生課 食の安心・食育推進班（担当：上田）

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号（県庁舎別館5階）

電話：097-506-3052

メール：a13910@pref.oita.lg.jp